

食安輸発0914第2号
平成23年9月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産食用タイラギガイ)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年9月7日付け食安輸発0907第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の製造者が製造した韓国産食用タイラギガイから基準値を超える腸炎ビブリオを検出したことから、同通知の別表6に下記製造者を追加し別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

記

製造者名：YOUNG DONG MUL SAN CO.,LTD.